



2026年1月9日

## 令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係る 地震保険の事故受付件数について（2025年12月19日現在）

この度の地震災害により、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：船曳 真一郎）では、2025年12月19日（金）現在の「令和7年青森県東方沖を震源とする地震」に係る地震保険の事故受付件数を取りまとめましたので、お知らせします。

### ■令和7年青森県東方沖を震源とする地震（発生日：2025年12月8日）県別内訳 【2025年12月19日現在：日本損害保険協会・外国損害保険協会会員会社等合計】

都道府県	事故受付件数
北海道	3,496
青森県	4,221
岩手県	494
宮城県	386
その他	413
合計	9,010

（注）「事故受付件数」には、建物・家財の事故に関する調査のご依頼のほか、地震保険の補償内容・お客様のご契約内容に関するご相談・お問い合わせなども含まれます。

### 【被災者のみなさまへ】

災害後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または損害保険代理店にご相談ください。

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

## 1. 過去の大きな地震による地震保険金一覧(支払額順)

	地震名等	発生年月日	支払件数 (件)	支払保険金 (億円)
1	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	2011 年 03 月 11 日	826, 474	12, 897
2	平成 28 年熊本地震	2016 年 04 月 14 日	215, 883	3, 913
3	令和 4 年福島県沖を震源とする地震	2022 年 03 月 16 日	339, 169	2, 783
4	令和 3 年福島県沖を震源とする地震	2021 年 02 月 13 日	246, 788	2, 514
5	大阪府北部を震源とする地震	2018 年 06 月 18 日	159, 968	1, 252
6	令和 6 年能登半島地震	2024 年 01 月 01 日	113, 575	1, 042
7	平成 7 年兵庫県南部地震	1995 年 01 月 17 日	65, 427	783
8	平成 30 年北海道胆振東部地震	2018 年 09 月 06 日	74, 372	539
9	宮城県沖を震源とする地震	2011 年 04 月 07 日	31, 019	324
10	宮城県沖を震源とする地震	2021 年 03 月 20 日	23, 600	190

※ 日本地震再保険株式会社調べ(2025 年 3 月 31 日時点) に基づき、損保協会が作成。

※ 支払保険金は、千万円単位で四捨五入を行い算出。

## 2. 令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に係る損保協会の取組みについて

### (1) 相談窓口等

#### ア. そんぽADRセンター

損害保険に関するご相談を受け付けています。

<日本損害保険協会の相談窓口：そんぽADRセンター>

03-4332-5241 (全国共通・通話料有料)

※受付時間：平日9時15分～17時00分（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

#### イ. 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

<自然災害等損保契約照会センター>

フリーダイヤル：0120-501331

※受付時間：平日9時15分～17時00分（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

### (2) 各種損害保険の特別措置の実施

#### ア. 火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について

令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に係る災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、2か月後の末日（2026 年 2 月末日）まで猶予する特別措置を実施することにしました。

##### 1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から 2 か月後の末日までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて猶予いたします。

##### 2. 保険料の払込猶予

災害救助法の適用日から 2 か月後の末日までに払い込むべき保険料の払込について、猶予いたします。

今般の地震に関する地震保険等の保険金請求や特別措置などに関する詳細は、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

※令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に係る損保協会の取組みについては、当協会ホームページに情報を掲載しています。

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/2512\\_001.html](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2025/2512_001.html)